



社会保険労務士法人 ルーチェ

info@sr-luce.jp 052-211-5185

052-211-5186 名古屋市中区丸の内2-14-4
エグゼ丸の内 907

最低賃金の引上げと活用したい助成金

◆最低賃金、全国平均 901 円に引上げ！？

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会で、2019 年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、公表されました（7月31日）。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は 27 円（昨年度は 26 円）引き上げた 901 円となり、最も高い東京都は 1,013 円（昨年度は 985 円）、それに次ぐ神奈川県は 1,011 円（昨年度は 983 円）と、初めて 1,000 円を超えることとなります。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議のうえ答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定、10 月以降に改定されます。

引上げ額が過去最大となる予定の今回の改定は、中小零細企業に厳しい状況を強いることになり、さらなる生産性向上が課題となってきます。

そこで今回は、厚生労働省が中小企業に対する支援策として設けている助成金をご紹介します。

◆業務改善助成金

本助成金は、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資など（POSレジシステム導入による在庫管理の短縮や、顧客・在庫・帳簿管理システムの導入による業務の効率化など）にかかった経費の一部を助成するというものです。

例：【30 円コース】

引き上げる労働者数：1～3 人、助成上限額：50 万円

助成対象事業場：事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内、

および事業場規模 30 人以下の事業場、助成率：4 分の 3

平成 31 年度については、受付が始まっています（申請期限は翌年の 1 月 31 日まで）。

◆その他の助成金や支援策等

その他、中小企業事業主の団体やその連合団体が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組みを実施した場合に、その事業主団体等に対して助成する時間外労働等改善助成金（団体推進コース）があります。

また、厚生労働省のホームページには、上記助成金を活用し、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、最低賃金の引上げを行った事例や支援施策紹介マニュアル等が紹介されていますので、参考にとしてみるとよいでしょう。

AIアプリで文字起こし業務が素早く簡単に

◆AIを利用した身近な業務改善

「AI?うちはアナログだから関係ないよ」という方も少なくないかもしれません。しかし、「棚卸し
しのとき、長い商品名をパソコンに手入力している」「古い紙資料をデータ化するために手入力してい
る」という状況は、身近に存在するのではないのでしょうか。そんなとき、AIを使った無料で使えるア
プリを試してみても良いかもしれません。それは、LINEアプリ「文字起こし ばりぐっどくん」(以下、
「ばりぐっどくん」)。長崎県西海市の地域商社、株式会社西海クリエイティブカンパニーが開発した
もので、AIによる画像処理を利用して、画像から自動で文字起こしができます。具体的には、紙に書
かれた文字をスマートフォンのカメラで撮って画像にし、その画像を「ばりぐっどくん」のLINEアカ
ウントに送信します。すると、約3秒でその画像の文字がデータとなって返信されるというものです。

◆活用事例

画像から文字起こしができると、何が便利なのでしょう。例えば、ある薬局では棚卸しの際に、長い薬品名をいちいち手打ちしてリストを作成していました。「ばりぐっどくん」を使えば、画像にして送信するだけで、あっという間にリスト用の文字データが届きます。また、FAXで送られてきた資料をデータ化したいとき、FAX紙面を画像にして送信すれば、文字データにすることができます。このほかにも、紙に書かれた長めのHPアドレスにアクセスしたい、貰った名刺のメールアドレスにすぐ送りたい、客先からの提出物が紙やPDFでデータ入力が大変、というときにも利用できそうです。

◆利用の仕方

- 1 LINEアプリをダウンロードし、「文字起こしばりぐっどくん」を友達追加
- 2 文字を読み取りたい画像を用意する
- 3 トーク画面から「文字起こしばりぐっどくん」に画像を送信する
- 4 「文字起こしばりぐっどくん」からの返事として、画像内の文字データが届く
届いた文字データをコピーすれば、自由に編集できます。

◆利用上の留意点

気になるのがセキュリティですが、個人情報保護の観点から画像データは提供会社でも確認できない
仕組みになるということです。とはいえ、複数の事業者が提供するサービスとの連携プロジェクトのため、
機密情報は利用を避けた方が無難かもしれません。また、利用に際しては情報元の著作権にも十分
留意する必要があるでしょう。

女性就業者の活躍と今後の課題

◆就業者数における女性の割合は年々増加

2019年6月に総務省が発表した労働力調査によると、日本における就業者数は6,747万人となり、前年同月に比べ60万人増加しました。これは、78カ月連続の増加となります。

そのうち、女性の就業者数は3,003万人と、初めて3,000万人を突破しました。前年同月に比べ53万人増え、就業者全体の伸びの9割近くを女性が占めています。

また、女性就業者は、全体の44.5%を占め、毎年増加を続けています。

◆役職・企業規模別の女性の就業状況

2018年度の雇用均等基本調査（厚労省）によると、正社員・正職員に占める女性の割合は、26.0%で、各職種の割合は、一般職が46.5%と最も高く、次いで総合職33.8%、限定総合職11.9%となっています。

女性管理職がいる企業割合は、課長相当職以上の女性管理職（役員を含む。以下同じ。）がいる企業割合は56.3%（前年比2.2%増）、係長相当職以上の女性管理職がいる企業割合は63.2%（同2.6%増）です。また、係長相当職以上の女性管理職がいる企業割合を役職別にみると、部長相当職ありの企業は10.7%（0.1%増）、課長相当職は19.0%（同1.3%増）、係長相当職は21.7%（同6.8%増）で、役員を除くすべての役職において、2009年度以降最も高い割合となっています。

企業規模でみると、おおむね規模が大きくなるほど、各役職の女性を有する割合が高くなり、5,000人以上規模では、部長相当職の女性管理職を有する企業が74.4%、課長相当職の女性管理職を有する企業が93.8%、1,000～4,999人規模では、部長相当職の女性管理職を有する企業が40.2%、課長相当職の女性管理職を有する企業が76.0%と、女性が活躍する環境が整ってきていることがうかがえます。

また、課長相当職以上の管理職に占める女性の割合は11.8%（前年比0.3%増）で、係長相当職以上の女性管理職割合は13.5%（同0.7%増）で、それぞれの役職に占める女性の割合は、部長相当職では6.7%（同6.6%）、係長相当職では16.7%（同15.2%）と、いずれも前回調査から上昇しています。

◆今後の課題

女性の就業率が上がり、管理職に占める割合も上昇してきているとはいえ、出産や育児で休職や短時間労働が必要になる女性は多く、彼女らが昇進する際、不利になりやすい現状は依然としてあります。また、男性の育児休業取得率も一向に上がらない理由として、「職場に理解がない」を挙げる男性は多いです。今後、男女問わず、家庭への協力、就業率（労働力）の向上を目指すには、政府の施策だけでなく、職場での意識改革が重要になってくるのではないのでしょうか。

フリーランスとして働く人の実態と分析～内閣府の調査から

多様で柔軟な働き方として、特定の組織等に属さず、独立して様々なプロジェクトに関わり自らの専門性等のサービスを提供するフリーランスへの関心が高まっています。

内閣府は、日本の公的統計では初めてとなるフリーランスとして働く人の実態調査の結果とその分析についてまとめ、公表しました。

◆就業者の約5%がフリーランス

内閣府の調査結果によると、フリーランスとして働く人は306万人から341万人程度であると推定されました。これは日本の就業者全体の約5%を占めることになります。そのうち、本業をフリーランスとして働く人が158万から228万人、副業をフリーランスとして働く人は106万から163万人と推定されました。

また、自営業主の全体数は長期間減少傾向にありますが、雇用的自営業等（建築技術者、システムコンサルタント・設計者、保険代理人、調理人など特定の発注者に依存する自営業主）は増加傾向であることが明らかになりました。

◆競業避止義務の課題

退職後・契約終了後に競合企業への転職、競業企業の立上げを制限・禁止するなどの競業避止義務についての調査では、競業避止義務が「ある」と答えた雇用者は13.9%、「あるかもしれない」10.5%で、フリーランスでは、「ある」が4.4%、「あるかもしれない」が4.2%でした。

また、競業避止義務には、競業企業への転職や競合事業の立上げをしないことへの見返りとして「賃金プレミアム（賃金の上乗せ）」をもたらしていることが確認されました。しかし、義務を認識したタイミングによって違いがあり、フリーランスとして働く人が契約後に認識した場合と覚えていない場合では、賃金の上乗せが見られなかったとしています。

◆法整備の動向

現在、厚生労働省では、フリーランスへの労災保険の適用や報酬額の適正化、取引先企業と対等な立場を保つための契約ルール等について議論しています。また、フリーランスとして働く人を支援する法整備も検討されています。

MonthlyLetter・ルーチェ 編集後記

2019年度の最低賃金額改定の目安が発表され、

上記の記事にある通り、東京都と神奈川県では時給が1000円を超えることになります。

従業員のパート比率が高い小売・サービス業で働く多くの主婦は、夫の扶養範囲内で収入基準ギリギリ調整している人が多いので、働く時間を減らす可能性が高くなります。

キャリアを積み、賃金が上がった人が働く時間を減らすということでは、

雇用する側も主婦パートの戦力化が難しくなるのでは、という疑念を抱かざるを得ません。

最低賃金は毎年上がってもパート全体の所得総額の伸びは低い、との統計も出ています。最低賃金の引き上げが、働く人全体の所得拡大につながるよう望みます。（渡辺記）